

国民健康保険を脱退される方へ

国民健康保険（以下、『国保』と言います。）の資格喪失日（＝脱退日）は『健康保険などの資格取得日（加入日）の翌日』または『新発田市から転出した日』です。脱退または転出の手続きが遅れた場合でも、国保はさかのぼって脱退となります。

なお、国保に関する通知（納税額変更通知書、還付通知書など）は、全て世帯主あてにお送りします。

医療費について ～資格喪失日以降に国保の保険証を使って医療機関を受診した場合～

該当受診分の医療費（自己負担分以外のもの）については、市へ返納をお願いいたします（受診が今月であれば、変更後の保険証を今月中に医療機関へ提示するだけで済む場合があります）。

該当の方には、国保脱退のお手続きから2～3カ月後に、医療費の返納に関するご案内文書をお送りしますので、案内に従って返納ください。なお、新発田市へお支払いいただいた医療費は、受診当時に加入されていた社会保険などの健康保険組合や、転出先の市区町村にご請求ください。

保険税について

脱退に伴う保険税の減額は、届出日（＝脱退届出書提出日）の翌月以降に計算処理を行います。

届出月	脱退される方	保険税の減額処理について	納税額変更通知書の 発送時期
4月 5月 6月	世帯での 国保加入者 全員 世帯での 国保加入者の 一部	<u>6月納期分までの保険税は、そのままの金額でいったん納めていただき、</u> 年間保険税額が決定する7月に納付金額を調整します。 なお、世帯全員が国保を脱退した世帯であっても、保険税の本算定（年間税額の計算）処理により、納付額の不足が判明した場合は、7月中に不足分の保険税を納めていただきます。	7月中旬
7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	世帯での 国保加入者 全員 世帯での 国保加入者の 一部	<u>今月納期分の保険税はそのままの金額で納めていただき、お手続きの翌月に過不足を精算します。</u> 計算の結果、納付金額に不足があれば、その分の保険税を翌月以降に納めていただきます。 翌月以降に納めていただく保険税を調整（減額）します。 <u>今月納期分の金額は変更しませんので、そのままの金額で納めてください。</u>	届出日の 翌月中旬

さかのぼって国保から脱退される場合、届出月分の保険税を納める必要が無い場合があります。詳しくは市役所保険年金課までお問い合わせください。

4月中に、または前年度以前までさかのぼって世帯全員が国保を脱退される場合は、届出日によらず、今年度分の保険税をお支払いいただく必要はありません（その場合の納税額変更通知書は、届出日の翌月中旬にお送りします）。

保険税の減額処理により還付（お返し）が発生した場合は、還付通知書を納税通知書発送月の下旬にお送りします。